

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 5 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入
7:指定管理者記入
8:指定管理者及び施設所管課記入

指 定 管 理 者 名	大崎市体育協会 三本木支部
施 設 所 管 課	教育部 三本木公民館

1. ①施設名

施設名	大崎市三本木総合体育館	施 設 の 住 所	大崎市三本木桑折字沼下29番地2
		電 話 番 号	0229-52-6171

②施設名

施設名	大崎市三本木野球場	施 設 の 住 所	大崎市三本木桑折字沼下25番地3
		電 話 番 号	0229-52-6171

③施設名

施設名	大崎市三本木相撲場	施 設 の 住 所	大崎市三本木桑折字沼下25番地
		電 話 番 号	0229-52-6171

2. ①施設の概要（大崎市三本木総合体育館）

設 置 年 月 日	昭和53年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り,市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため設置する。		
施 設 の 内 容	第1競技場(アリーナ) 1152.00㎡ 第2競技場(武道場) 433.00㎡ トレーニング室 68.00㎡ 放送室 325.00㎡ 観覧席 508席		
利 用 料 金	団体貸切 第1競技場 アマチュアスポーツ利用	入場料徴収なし	高校生以下 1h 530円 ・ 一般 1,060円
		入場料徴収あり	高校生以下 1h 1,060円 ・ 一般 2,120円
		アマチュアスポーツ以外	入場料徴収なし 非営利団体 1h 2,120円 ・ 営利団体 10,600円
		入場料徴収あり	非営利団体 1h 4,240円 ・ 営利団体 21,200円
	第2競技場 アマチュアスポーツ利用	入場料徴収なし	高校生以下 1h 210円 ・ 一般 420円
		入場料徴収あり	高校生以下 1h 420円 ・ 一般 840円
		アマチュアスポーツ以外	入場料徴収なし 非営利団体 1h 840円 ・ 営利団体 4,200円
		入場料徴収あり	非営利団体 1h 1,680円 ・ 営利団体 8,400円
	和 室		1h 110円
	個人利用 第1競技場	1人1回(4h)	高校生以下 50円 ・ 一般 100円
		第2競技場	1人1回(4h) 高校生以下 50円 ・ 一般 100円
		トレーニング室	1人1回(4h) 高校生以下 50円 ・ 一般 100円
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は,その翌日) 及び12月29日から翌年1月3日は休館日,それ以外は開館・閉館時間は午前9時から午後9時		

②施設の概要（大崎市三本木野球場）

設 置 年 月 日	平成10年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り,市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため設置する。		
施 設 の 内 容	野球場 中堅 120m 両翼 93m 管理棟(本部席24.00㎡,放送席3.60㎡,救護室5.90㎡,審判員室22.00㎡,観覧席400席) スコアボード 電光(2m×12m) 夜間照明 6基(18灯×6基)		
利 用 料 金	グラウンド	入場料徴収なし	1h 高校生以下 640円 ・ 一般 1,280円
		入場料徴収あり	1h 高校生以下 1,280円 ・ 一般 2,560円
	管理棟	入場料徴収なし	1h 210円
		入場料徴収あり	1h 420円
	電光掲示板	入場料徴収なし	1h 320円
		入場料徴収あり	1h 640円
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は,その翌日) 及び12月29日から翌年1月3日は休館日,それ以外は開館・閉館時間は午前9時から午後9時		

③施設の概要（大崎市三本木相撲場）

設 置 年 月 日	昭和56年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り,市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため設置する。		
施 設 の 内 容	相撲場（土俵）1面		
利 用 料 金	相撲場 1h 高校生以下 60円 ・ 一般 120円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は,その翌日) 及び12月29日から翌年1月3日は休館日,それ以外は開館・閉館時間は午前9時から午後9時		

3．これまでの管理運営状況

期 間			管 理 形 態		管理受託者又は指定管理者等
平成	年度～令和	4 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	1	教育部 三本木公民館
令和	5 年度～令和	8 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3	大崎市体育協会三本木支部
	年度～		1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他		

4．現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日 (3 年 0 ヶ月)				
選定方法	2	1.公募 (応募者数: 団体)	2.非公募		

5．指定管理料

令和 5 年度(ア)	令和 4 年度(イ)	(ア) - (イ)
22,339 千円	千円	22,339 千円

※(ア)は当該年度, (イ)は前年度とし, それぞれ決算額ベース。

6．指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務) 1 スポーツ振興に係る各種事業の実施 (1)スポーツイベントの実施 (2)スポーツ教室・体験会等の実施 ①ふれあいジュニアスポーツ教室, ②ミニバスケットボール教室 ③スラックライン体験会 ④ノルディックウォーキング体験会 ⑤スポーツスタッキング体験会 ⑥フレンドリースポーツフェスティバル ⑦トレーニング講習会 ⑧スポーツ研修会 ⑨スポーツ観戦ツアー 2 スポーツ行政等への協力業務 (1)施設の事前確保,優先利用に係る利用調整やスポーツ施設運営全体調整 (2)行政や関係団体が設置する委員会,協議会等に積極的に協力すること。 (3)その他,行政が行う事業等へ協力すること。 3 利用許可,取消等に関する業務及び利用料金の徴収,減免並びに還付に関する業務 (1)利用許可に関すること。 (2)利用料金等徴収に関すること。 (3)利用者の遵守事項及び入館の制限等に関すること。 (4)目的外使用に関すること。 (5)その他,適正な利用に関すること。 4 施設及び設備の維持管理に関する業務 (1)管理上の注意点 (2)施設設備維持管理 (3)備品管理 (4)修繕 (5)危機管理対応 自主事業:
--

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 4 年度													0
令和 5 年度	4,135	4,335	2,981	3,699	5,759	4,452	4,738	3,603	2,582	3,306	2,376	4,641	46,607

主な増減要因	令和5年度指定管理者初年度に付き前年度との対比不可
--------	---------------------------

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 4 年度													0
令和 5 年度	244	130	94	163	190	243	259	184	107	126	96	254	2,090

主な増減要因	令和5年度指定管理者初年度に付き前年度との対比不可
--------	---------------------------

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

・青少年の健全育成のため、スポーツに関心を持つ又スポーツをするきっかけづくりのため、ふれあいジュニアスポーツ教室、ミニバスケットボール教室、ニュースポーツ体験会(スラックライン・スポーツスタッキング)を実施した。

・イベント開催情報を広報『おおさき』、地域の広報『さんぽんぎねっと』及び地域行政区の掲示板、体育館入口のホワイトボード等に掲示し情報を発信した。

・施設内の駐車場の白線が見えづらく、白線をまたいで駐車していると利用者から指摘され、職員が駐車場の白線の補修作業をし、効率よい駐車をするようになった。

・トレーニング室の照明器具点灯後、一部の照明器具が点滅が続き利用中違和感を感じるので多数の利用者から修繕の要望あり、今後の経費節減も含め照明器具をLED化に交換修繕した。

・三本木野球場ナイター利用終了後、全灯消灯すると管理棟周辺が暗くなり、利用者が道具の運搬、片付けをする際、危険性を伴う可能性があることから、管理棟北側コンクリート柱に設置されている外灯の一部をLED化する際内側に移設し、経費節減及びサービスの向上に繋がった。

・令和6年4月1日より、施設利用料が改定になることから、3月中に総合体育館入口のホワイトボード、野球場玄関入口付近の見やすいところに『施設利用料改定のお知らせ』を掲示し、周知を図った。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

・卓球練習で定期利用団体から卓球台が老朽化(キズ、凹凸あり)しているので交換及び台数を増やしてほしいと要望あり。予算上の問題もあり、今後、教育委員会と相談していくと回答を申し上げた。

(5)施設の管理運営における課題

・三本木総合体育館は建設時から約46年以上経過しており、老朽化が進んでいる。

・三本木野球場ナイター設備は建設時から約26年以上経過、ライトが故障した場合部品交換が不能となり今後の利用継続が懸念される。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価															
1 施設全般の管理運営に関する業務 ※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。																		
(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○															
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	◎	◎															
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備, 保管している。	◎	○															
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	○															
(5) 清掃・維持管理	施設, 設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	◎	◎															
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	◎	◎															
2 利用者に関する業務																		
(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	◎															
(2) 利用料金	利用料金の設定, 徴収, 減免, 還付等の手続きを適切に行っている。	◎	◎															
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	○	○															
3 事業の実施																		
(1) 指定事業	仕様書, 事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○															
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	◎															
4 個人情報の取扱い																		
(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	◎	◎															
5 管理運営業務の収支等																		
(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○															
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	○	○															
(3) 経理事務	専用口座, 帳簿等を備え, 適切な経理事務を行っている。	◎	◎															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価</th><th>評価の考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎</td><td>(優良)</td><td>協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。</td></tr> <tr> <td>○</td><td>(良好)</td><td>協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。</td></tr> <tr> <td>△</td><td>(課題有)</td><td>協定書や事業計画書等を下回る内容であり, 一部の業務に改善が必要である。</td></tr> <tr> <td>×</td><td>(改善要)</td><td>協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。</td></tr> </tbody> </table>				評価		評価の考え方	◎	(優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。	○	(良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。	△	(課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり, 一部の業務に改善が必要である。	×	(改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。
評価		評価の考え方																
◎	(優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。																
○	(良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。																
△	(課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり, 一部の業務に改善が必要である。																
×	(改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。																

9. 施設所管課の総合評価

指定管理者制度移行初年度にあたり, 施設運営面では直営で運営していた令和4年度と比較して, 施設利用者数が25.86%増, 料金収入が48.33%増と向上した。増加の背景には, コロナ禍からの回復があげられるが, その他の要因として古川総合体育館の休館(大規模改修)による代替施設としての大会・団体利用の増, 体育館敷地内の夏祭り会場の提供などが考えられる。

施設管理面では, 特に野球場グラウンドの整備や周辺除草作業, 駐車場の白線引きなど, 直営でできなかった小破修繕や備品の補修・購入などが多く実施されている。

事業面では, 雪不足によるスキー教室や定員に満たなかった相撲教室・相撲大会の中止などはあるが, 地域性や利用者からの要望等を踏まえ, 年度事業計画に基づいた各種教室・講習会・観戦ツアーなどが多数開催された。

以上から指定管理者制度移行の初年度ではあるが, サービス(専門性・特殊性含む)の充実, 利便性の向上, コスト削減等を勘案し, 指定管理者制度導入の目的は十分達成されていると思慮される。

注)令和6年4月1日より使用料の料金改定あり。